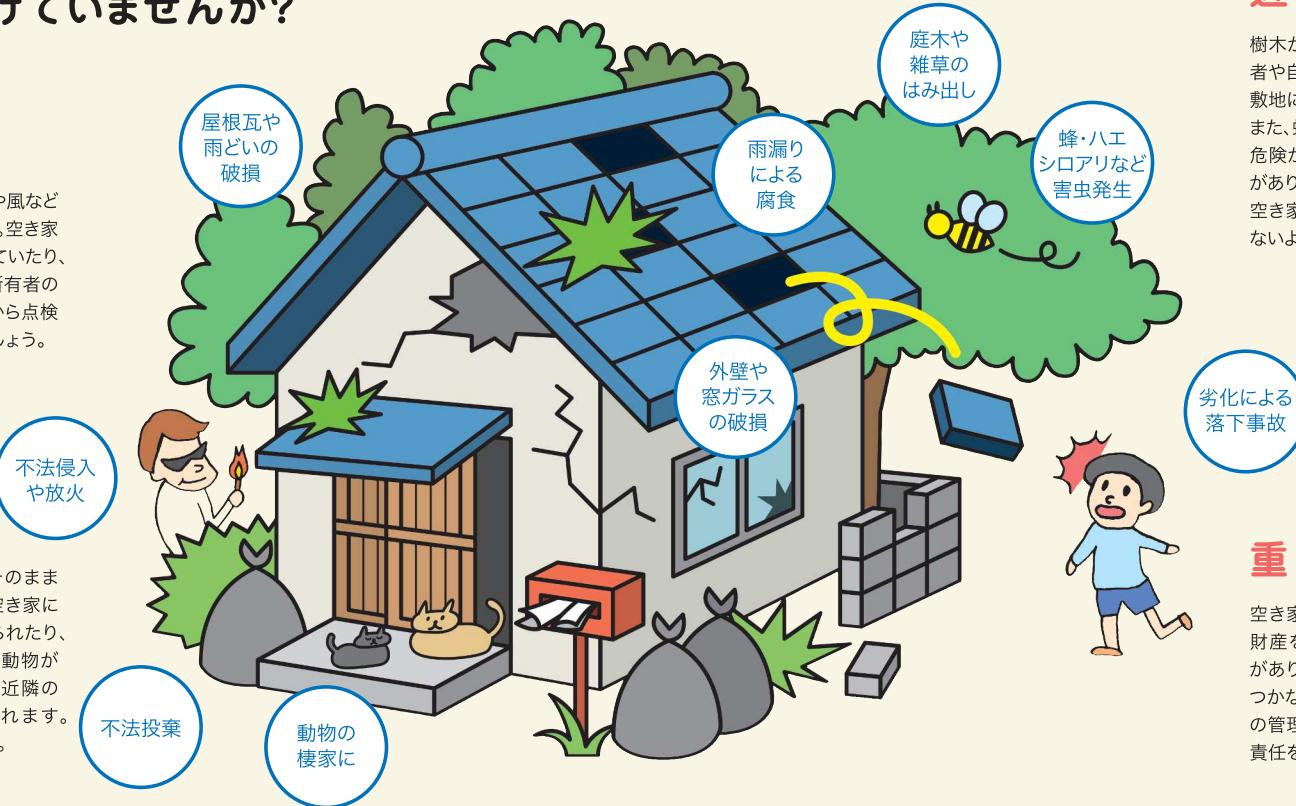


空き家のトラブル

しばらく見ないうちに
ご近所に迷惑をかけていませんか？

建物の劣化

屋根や壁などが傷んだままにしておくと、雨や風などの影響により、建物の劣化が急速に進みます。空き家を活用したい時に活用できない状態になっていたり、補修する費用が多額になるなど、結果的に所有者の負担が大きくなることが考えられます。日頃から点検を行い、傷んだ箇所は早期に修理を行いましょう。



防犯性の低下

誰も来ない空き家は、不審者が侵入し、そのまま寝泊りする事態が起こるかもしれません。空き家に勝手に入って物を壊されたり、ゴミを捨てられたり、放火されたりする危険性もあります。また、動物が棲みついで、衛生上の問題が発生したり、近隣の農作物に被害が生じることも見受けられます。しっかりと空き家を管理し、予防しましょう。

近隣トラブル

樹木が繁茂すると、枝などが道路にはみ出して歩行者や自動車などの通行の邪魔になったり、隣の人の敷地にはみ出して、迷惑をかけたりします。また、蜂やシロアリなどを放置しておくと、近隣的人に危険が生じたり、近くの住宅に被害が生じるおそれがあります。空き家の状態をしっかり把握し、近隣に迷惑を掛けないように管理しましょう。

重大な事故

空き家の瓦や壁材などが飛散・落下して、車などの財産を傷つけると、多額の費用が発生するおそれがあります。また、人に当たった場合は、取り返しつかないことになってしまうかもしれません。空き家の管理は所有者の責任です。事故が起らぬよう、責任をもって管理しましょう。

「特定空家等」に認定されると……エッ!たいへん!!

適切な管理がなされず、建築物等が著しく保安上危険となるおそれが生じたり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすと判断された空き家は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する「特定空家等」に認定される場合があります。「特定空家等」と認定されても改善の措置が行われない場合、「特定空家等」の所有者等は「勧告」を受け、土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用除外となり、税負担が増加します。さらに、改善の措置を行わず放置していると、行政による代執行（行政代執行）が行われ、代執行にかかった費用を支払わなければならなくなります。なお、「特定空家等」に認定された要因となる箇所を改善すれば、「特定空家等」から解除されます。



「特定空家等」とは？

空き家のうち…

- ・そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態にあるもの
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるもの